

2022年1月7日

各 位

会 社 名 株式会社ジャパンインベストメントアドバイザー
 代表者名 代表取締役社長 白 岩 直 人
 (東証・コード：7172)
 問合せ先 取締役管理本部長 杉 本 健
 (TEL. 03-6550-9307)

当社グループが出資する特別目的会社(SPC) によるチャプター11に基づく再生手続申請について

当社グループが出資し、営業者として運営に関与する特別目的会社（以下、SPC）2社が、米国ニューヨーク州南部地区破産裁判所に連邦破産法 11 章（以下、チャプター11）の適用を申請したことが、一部報道（東京商工リサーチ発行「TSR 情報全国版」2022年1月5日号掲載「WeeklyTopics」）に掲載されており、複数の問い合わせがありましたので本件の背景について下記のとおりお知らせいたします。

記

1. チャプター11 申請の対象法人

対象法人	JPA 第 49 号株式会社（東京都千代田区：資本金 300 千円） JPA 第 111 号株式会社（ 同 上 ） ▶ 当社 100%子会社である JP リースプロダクツ&サービスズ株式会社が 100%出資する SPC
事業	ベトナム航空向け航空機の日本型オペレーティング・リース事業 ▶ 匿名組合契約を締結した投資家からの出資金、及び金融機関からの リミテッドリコースローンにより資金を調達し、航空機リース事業を 行う匿名組合事業

※ JPA 第 49 号(株)、JPA 第 111 号(株)は、匿名組合事業を行う SPC として個別事業を行っており、当社グループ事業とは会計上隔離されております。したがって、当社連結決算の範囲外の法人となります。

2. チャプター11 申請の背景

上記事業に係る貸付人が企図している、匿名組合員等の利害を無視した、不適切な方法での資産の差押えおよび売却を阻止することを目的として、チャプター11 を申請いたしました。

本申請は、匿名組合員の権利を確保することを目的として戦略的に行った措置であり、本件匿名組合事業の終了、整理等を目的とするものではありません。

3. 今後の見通し、及び当社業績への影響

対象法人である SPC 2 社の再生手続は、2021 年 12 月 17 日の申請に基づき直ちに受理された後、裁判所の管轄のもと、関係各社間にて協議が進められております。

現時点において、本件による 2021 年 12 月期、及び 2022 年 12 月期における当社業績に対する重要な影響はないものと見込んでおりますが、今後開示すべき事項が生じた場合には、速やかに開示いたします。

本件に関する問合せ先
広報・IR室
TEL：03-6550-9307

以上